

別紙

諮問第1761号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和6年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱2-10-1（6）の2文目には、成績一覧表を元に調査書点を求めることができない場合は学力検査の得点等の参考にできる資料を活用して当該都立高校が調査書点を求めるという旨の記述があるが、その記述に基づいて調査書点を求める際の具体的な方法についての文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年11月16日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「令和6年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の記述に基づいて調査書点を求める際の具体的な方法についての文書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条6号に該当とするとして本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年3月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年5月8日に実施機関から理由説明書を、同年6月21日に審査請求人から意見書を收受し、令和7年1月23日（第254回第一部会）及び同年2月26日（第255回第一部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 入学者選抜における調査書点の算出方法について

東京都立高等学校（以下「都立高校」という。）の入学者選抜は、東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成5年東京都教育委員会規則第1号）に基づき策定した東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施している。

実施要綱では、学力検査に基づく選抜における選考は、調査書、学力検査及び点数化したスピーキングテスト結果を総合した成績（以下「総合成績」という。）、入学願書による志望及び都立高校長が必要とする資料により行うと定めている。

調査書中の各教科の学習の記録を点数化する際は、受検者から提出された調査書の各教科の評定数値を当該受検者の在学する中学校から提出された成績一覧表において確認したのち、学力検査を実施する教科は評定数値を1倍、学力検査を実施しない教科は評定数値を2倍して調査書点を算出する。

ただし、在学する中学校から成績一覧表が提出されていない受検者、成績一覧表の除外人員となっている受検者及び評定を行うことができず評定が斜線／（スラッシュ）（以下「斜線」という。）となっている教科のある受検者については、学力検査の得点等の参考にできる資料を活用して志願先の都立高校が調査書点を求めている。

なお、審査会が実施機関に確認したところ、成績一覧表が提出されていない受検者等の調査書の取扱いは、各都立高校において、同じではないとのことであった。

イ 本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件対象公文書に類似する内容の文書を他自治体の教育委員会が平成31年度以降、毎年の高等学校入学者選抜実施要綱の一部として公開しており、これに鑑みると不開示とする理由はなく本件不開示決定は不当であると主張する。

これに対し、実施機関は、評定が斜線となっている場合の調査書点の求め方が公になれば、評定が行われた場合と、行われていない場合を比較し、選考においてどちらが有利であるかを志願者が判別しやすい状況になる可能性があるとして説明する。そうす

ると、都立高校によっては、評定が行われるよりも、故意に中学校を欠席するなどして評定が斜線となった方が有利であるという見解に繋がるおそれがある。こうした認識が広がった場合、評定が斜線となった例外的な調査書が増加することとなり、調査書を一つの要素として総合成績を算出し、選考を行っている都立高校入学者選抜の制度そのものが疑問視されるなどして、その運営に係る事務についてもその適正な遂行に支障が及ぶおそれがあるため、条例7条6号に該当すると説明する。

また、成績一覧表が提出されていない受検者等の調査書の取扱いは、審査請求人が主張する統一のルールがある他の地方自治体とは異なり、各都立高校において同じではないことから、本件対象公文書も入学者選抜を実施する各都立高校が作成しているとの説明があった。

審査会が、本件対象公文書を見分したところ、都立高校によっては、これを公にすることにより、受検者が評定を故意に回避する行動に繋がり、例外的な調査書が増加するおそれがあるという、実施機関の説明は首肯できる内容であった。

このことから、本件対象公文書を公にすることにより、都立高校入学者選抜の制度そのものが疑問視されるなどして、その運営に係る事務についてもその適正な遂行に支障が及ぶおそれがあるとの実施機関の説明に不合理な点はなく、本件対象公文書は条例7条6号に該当すると認められることから、本件不開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環